(仮称) 昭島市障害者地域支援協議会の設置について

1 設置の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3に規定する協議会として、(仮称)障害者地域支援協議会(以下「地域支援協議会」という。)を設置し、関係機関等が相互に連携を図ることにより地域における障害者等への支援体制に関する課題等について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備等について協議を行い、支援体制の整備を図る。

また、地域支援協議会の協議結果等については、障害者自立支援推進協議会に報告するとともに、情報共有や連携を図るものとする。

なお、地域支援協議会の設置に伴い、現行の地域支援会議は廃止することとする。

2 委員構成(9人以内+各専門部会1人以内)

- (1) 障害者自立支援推進協議会委員代表者 1人以内
- (2) 障害者に関する関係機関、関係団体の代表者 1人以内(昭島市社会福祉協議会)
- (3) 障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者 4人以内

(福祉:民生・児童委員)

(医療:医療機関のソーシャルワーカー)

(教育:特別支援学校教諭)

(雇用:障害者雇用企業の担当者)

- (4) 障害者支援施設の代表者 1人以内(昭島市障害者(児)福祉ネットワーク)
- (5) 障害者等及びその家族 2人以内
- (6) 各専門部会の代表者 各専門部会1人以内

(平成28年3月時点:相談支援部会・就労支援部会・当事者部会)

※()内の選出先については、予定です。

3 事務局会議の設置

地域支援協議会での協議内容の確認や各専門部会との連携を図るため、事務局会議を設置する。

4 専門部会の設置

地域におけるさまざまな課題の解決策等について検討を行う専門部会(8部会)を設置する。

- ・平成27年度活動開始済 相談支援部会・就労支援部会・当事者部会
- ・平成28年度以降開始予定 生活支援部会・日中活動部会・こども支援部会

防災対策部会 · 権利擁護部会

5 懇談会の開催

障害者自立支援推進協議会と地域支援協議会との情報の共有や連携を図ることを目的として、年1 回程度の懇談会を実施する。

6 実施時期

平成28年4月1日から

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(抜粋)

(協議会の設置)

- 第89条の3 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者(次項において「関係機関等」という。)により構成される協議会を置くように努めなければならない。
- 2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るととともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。